

議案第 1 8 3 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定及び廃止する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

1 認定

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
3 2	1	木 月 大 町	中原区 木月大町	2 1 1 番 4 先
		第 2 0 3 号 線	中原区 木月大町	2 1 1 番 8 先
3 3	2	下 作 延	高津区 下作延 5 丁目	1 5 9 1 番 5 先
		第 2 4 8 号 線	高津区 下作延 5 丁目	1 5 9 1 番 5 先
3 4	3	黒 川	麻生区 黒川	6 4 3 番 8 先
		第 2 8 8 号 線	麻生区 黒川	4 1 1 9 番 先
3 5	4	黒 川	麻生区 黒川	9 3 番 3 先
		第 2 8 9 号 線	麻生区 黒川	9 3 番 1 3 先

2 廃止

整理 番号	図面 番号	路線名	起 終	点 点
3 6	5	昭 和	川崎区 昭和 2 丁目	1 1 4 番 1 先
		第 2 1 号 線	川崎区 昭和 2 丁目	1 1 5 番 3 先
3 7	6	南 加 瀬	幸区 南加瀬 1 丁目	1 8 5 番 1 先
		第 2 1 号 線	幸区 南加瀬 1 丁目	1 8 5 番 1 先
3 8	7	平	宮前区 平 1 丁目	7 8 4 番 4 先
		第 2 2 号 線	宮前区 平 1 丁目	7 8 3 番 1 先

3 9	8	長尾	多摩区 長尾5丁目	2 5 0 番	2 先
		第 2 7 号 線	多摩区 長尾5丁目	2 5 1 番	先
4 0	9	上 麻 生	麻生区 上麻生5丁目	1 0 6 8 番	6 先
		第 1 5 4 号 線	麻生区 上麻生5丁目	1 0 7 1 番	1 先
4 1	1 0	黒 川	麻生区 黒川	6 4 7 番	8 先
		第 2 1 号 線	麻生区 黒川	6 4 8 番	2 先

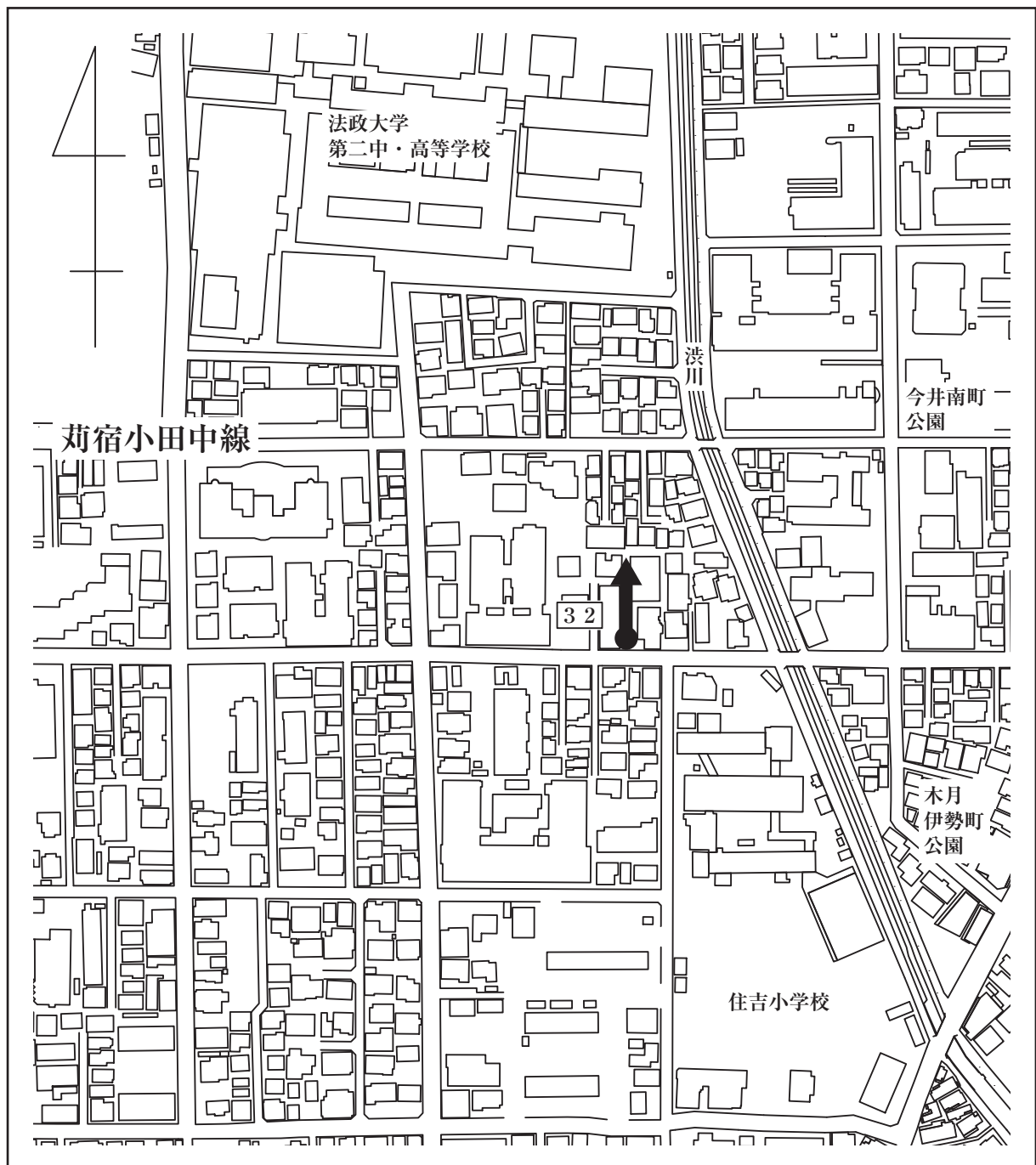
認 定 理 由

図面番号①

本箇所は、道路敷地が本市に寄附され、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（中原区木月大町地内）

整理番号 3 2



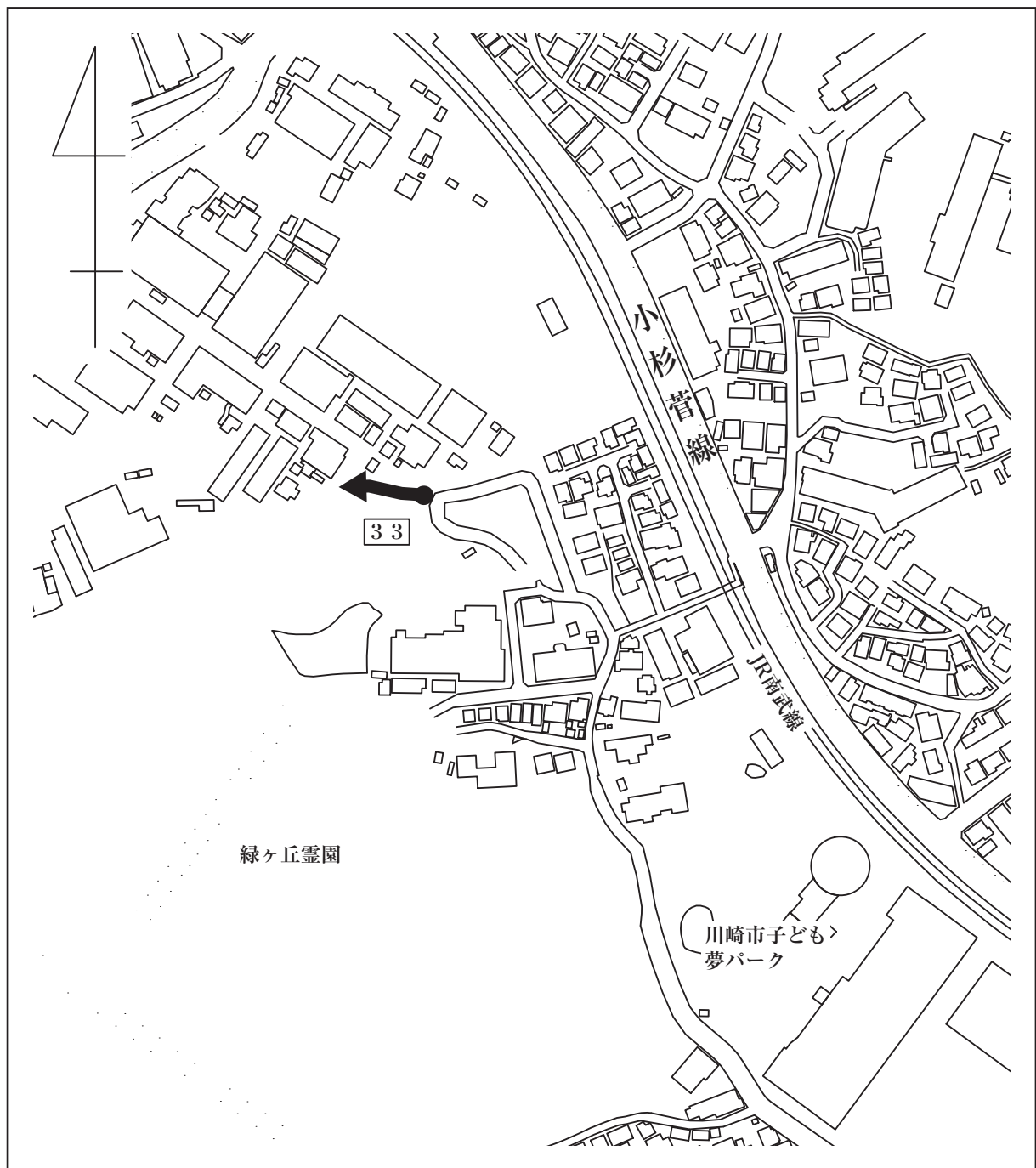
認 定 理 由

図面番号②

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（高津区下作延5丁目地内）

整理番号33



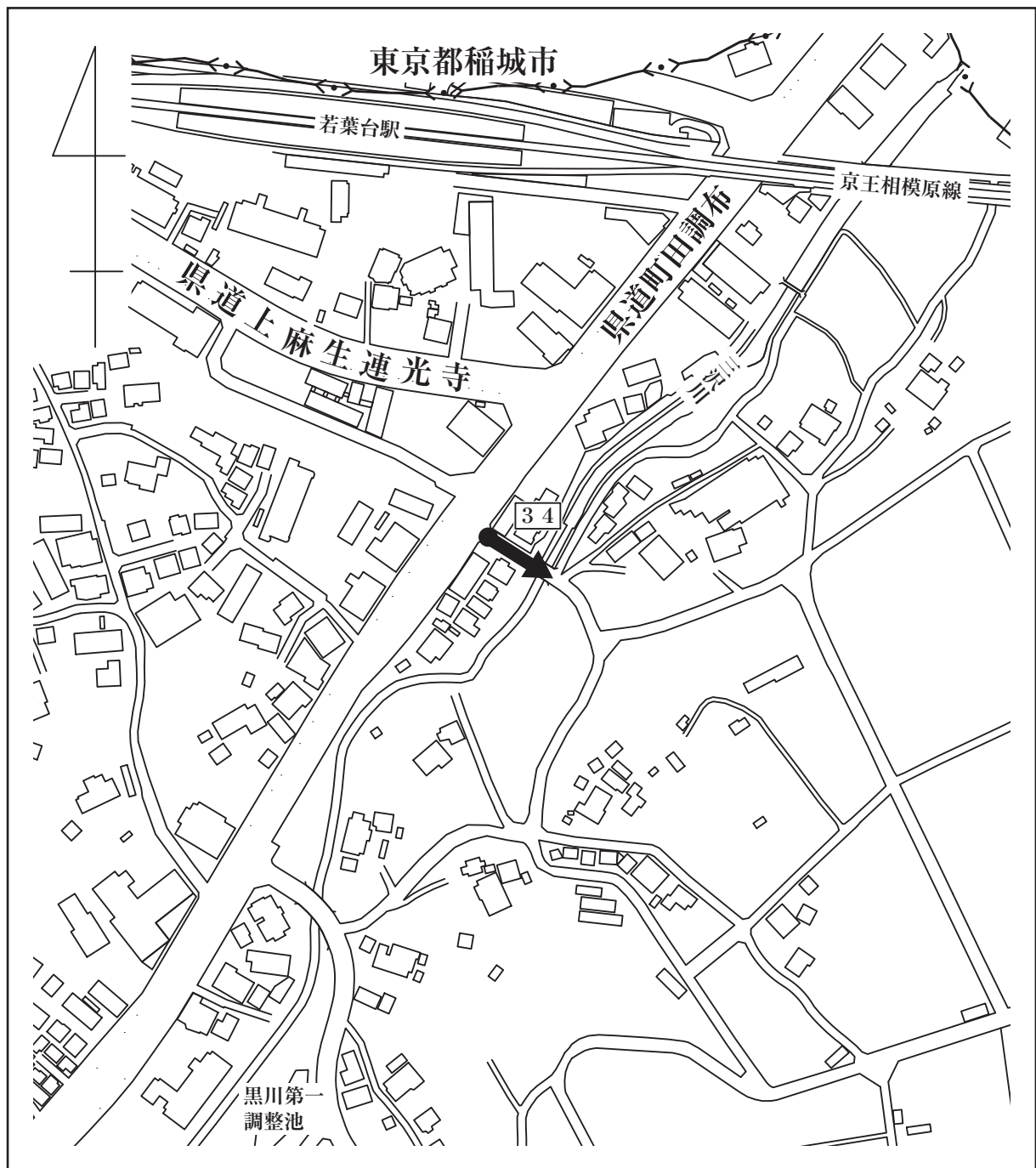
認 定 理 由

図面番号③

本箇所は、道路敷地が本市に寄附され、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区黒川地内）

整理番号 3 4



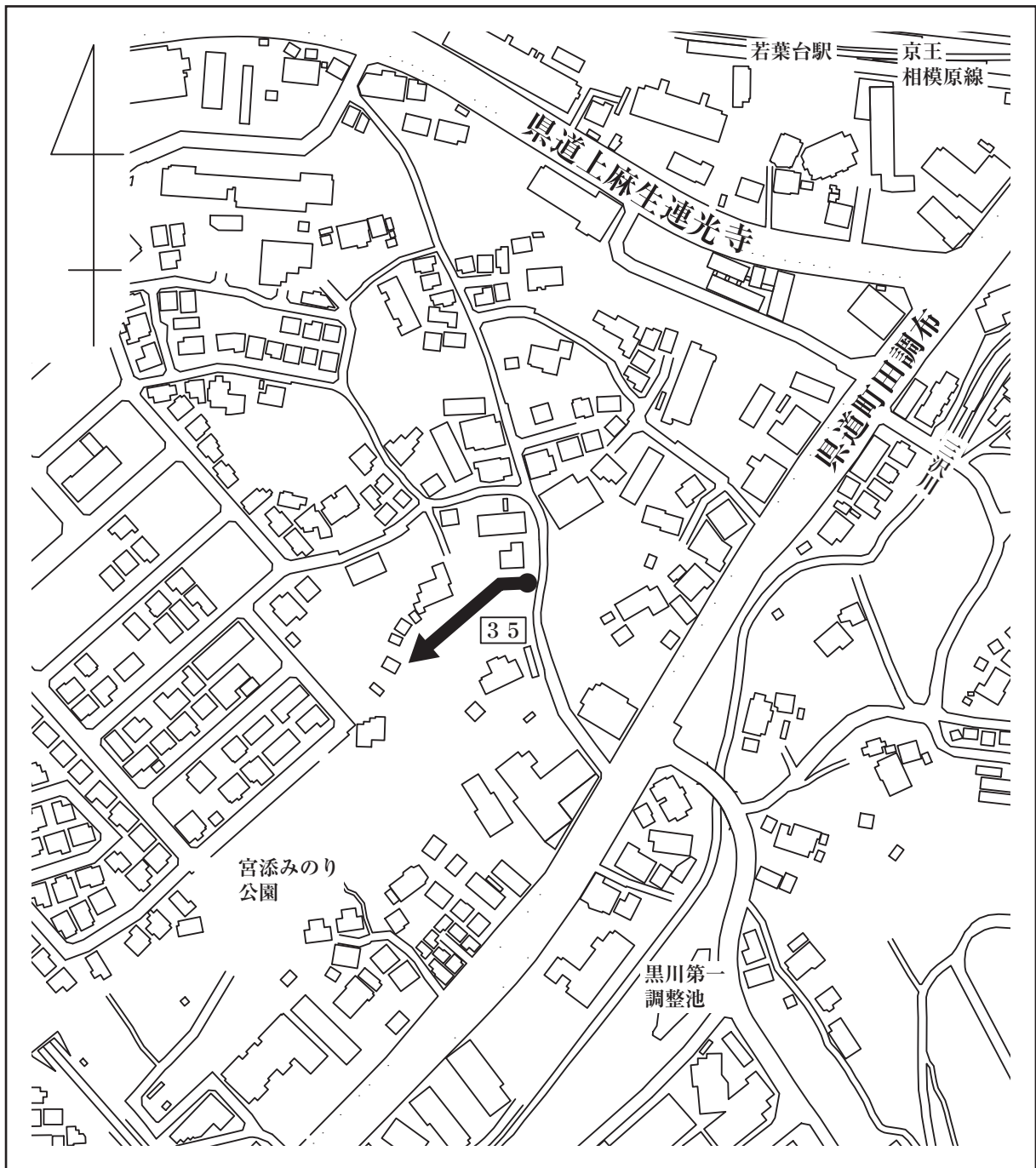
認 定 理 由

図面番号④

本箇所は、宅地造成事業により新設された道路で、一般交通に必要なので、これを市道として認定したい。

見取図（麻生区黒川地内）

整理番号 3 5



廃止理由

図面番号⑤

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（川崎区昭和2丁目地内）

整理番号36



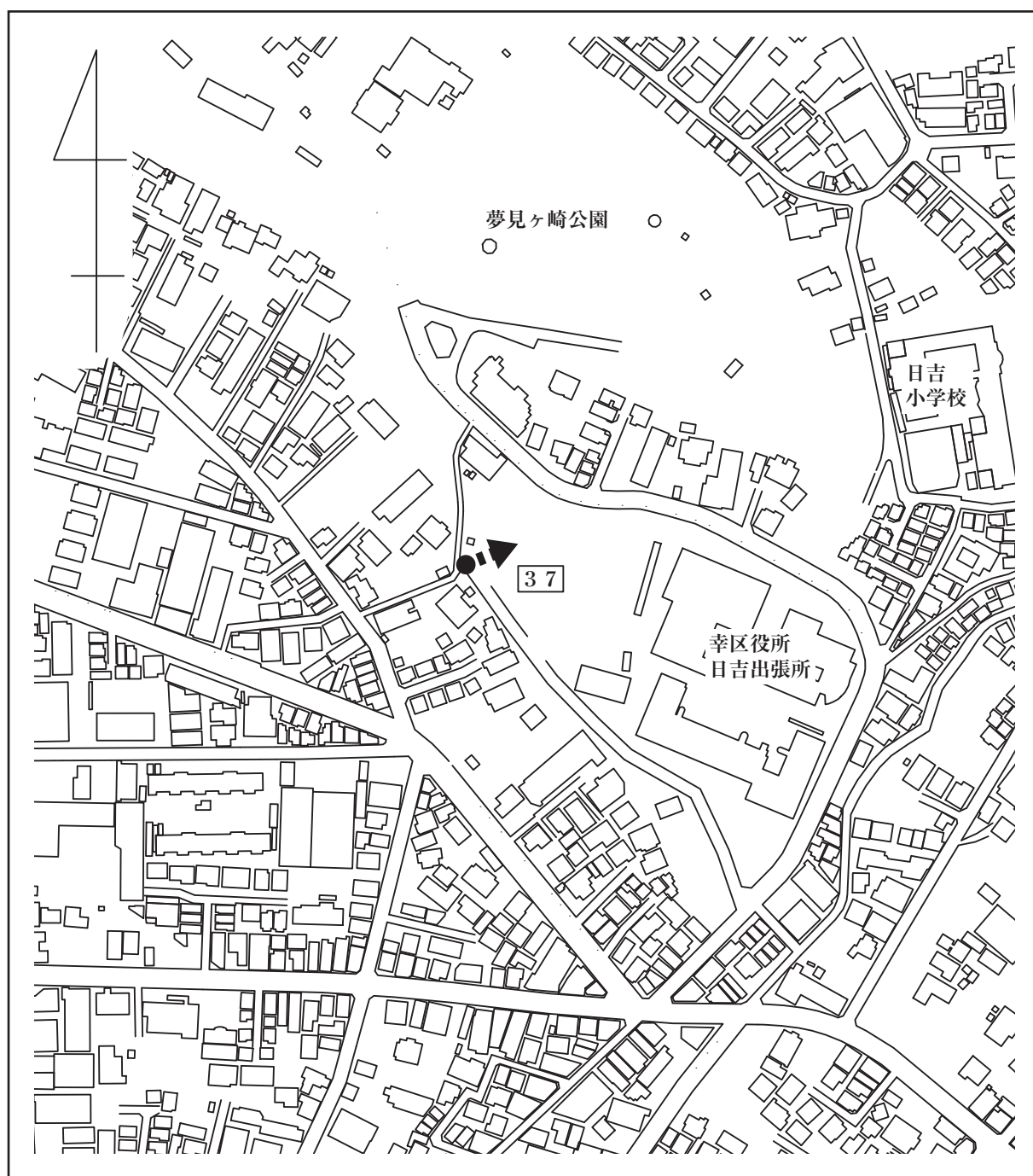
廃止理由

図面番号⑥

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（幸区南加瀬1丁目地内）

整理番号37



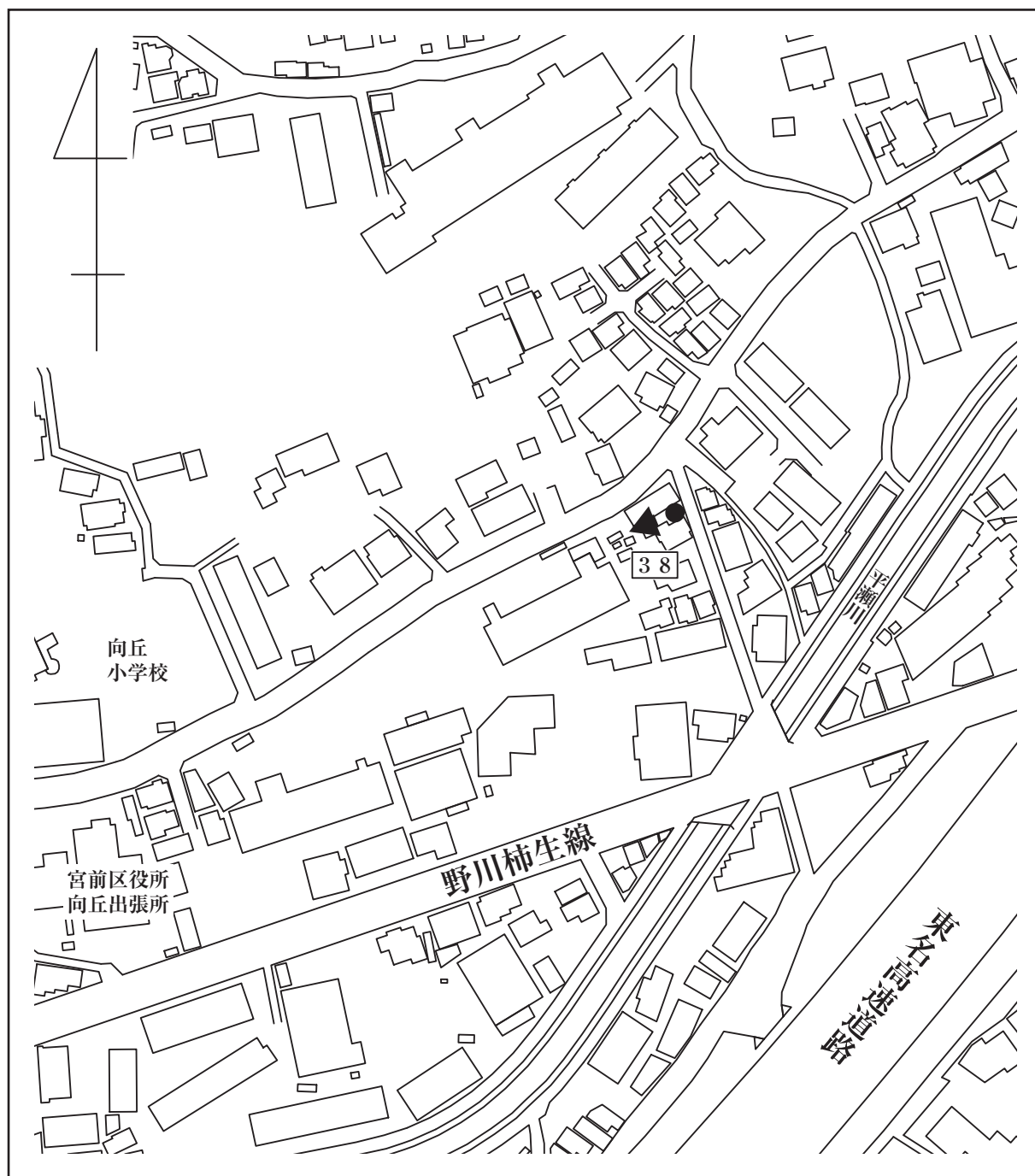
廃止理由

図面番号⑦

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（宮前区平1丁目地内）

整理番号38



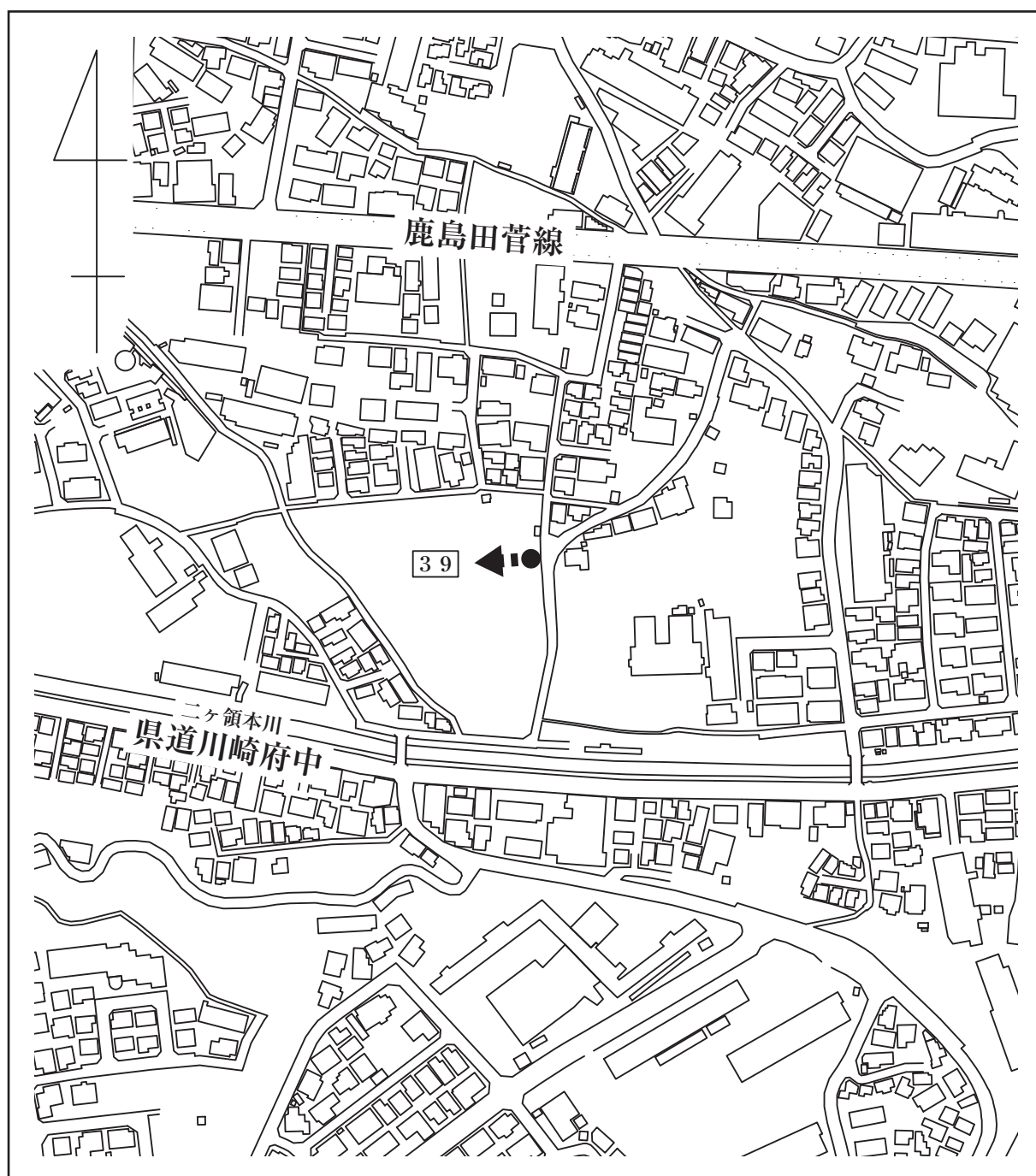
廃止理由

図面番号⑧

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（多摩区長尾5丁目地内）

整理番号39



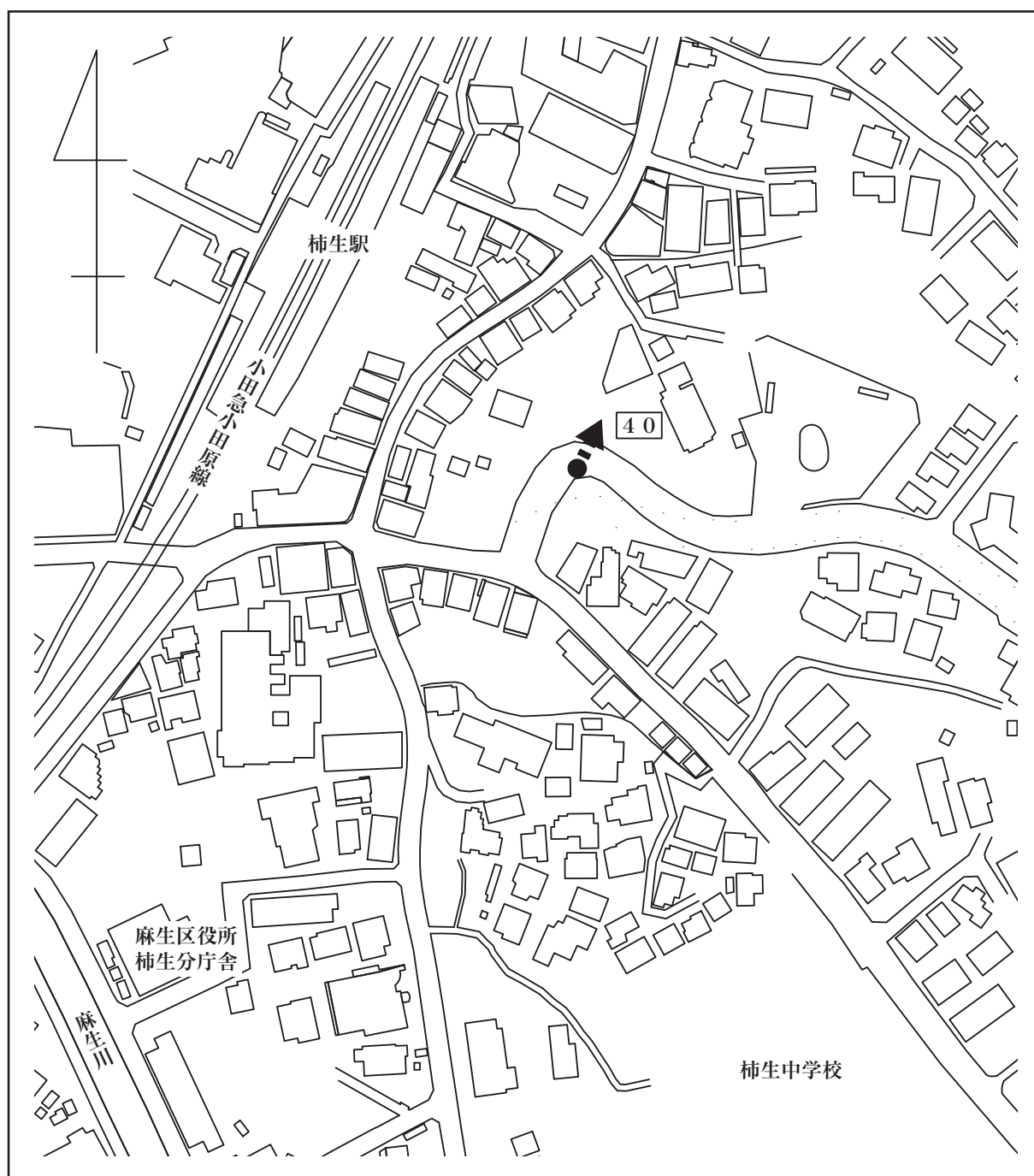
廃止理由

図面番号⑨

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区上麻生5丁目地内）

整理番号40



廃止理由

図面番号⑩

本箇所は、一般交通に必要がないので、これを廃止したい。

見取図（麻生区黒川地内）

整理番号 4 1

